

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年 9月 7日
発信課 担当者	環境部環境指導課水・大気環境係 相原 利吏
連絡先	電 話 0166-25-6369
	F A X 0166-29-3977
	E-mail kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	発表日から報道を解除する等の予定はありません。
発表項目 (行事名)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果 について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	・旭川市では、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)に基づいて、環境中及び事業場のダイオキシン類の調査測定を実施しています。また、法で定める特定施設の設置者は、ダイオキシン類の自主測定とその結果の報告が義務付けられています。 この度、令和元年度に実施した調査測定の結果がまとまったので、法第27条第3項及び第28条第4項の規定により公表します。
添付資料	有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ・令和元年度ダイオキシン類調査測定結果公表報道依頼(表紙) ・令和元年度ダイオキシン類調査測定結果公表報道依頼(本文)
報道(取材)に当 たっているの お願い	特にありません
備 考	

環指第278号
令和2年9月7日

報道機関各位

環境指導課長

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて令和元年度に実施したダイオキシン類の調査測定の結果について、別紙のとおり公表いたします。

連絡先

旭川市環境部環境指導課

電話 25-6369 (内線 5242, 5243)

担当: 古賀, 矢吹

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果について

(令和元年度調査分)

令和2年9月7日(月)
旭川市環境部環境指導課
TEL 0166-25-6369(内線 5243)

旭川市では、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)に基づいて、環境中及び事業場のダイオキシン類の調査測定を実施しています。

また、法で定める特定施設の設置者は、ダイオキシン類の自主測定とその結果の報告が義務付けられています。

この度、令和元年度に実施した調査測定の結果がまとまったので、法第27条第3項及び第28条第4項の規定により公表します。

なお、測定結果は、いずれも国が定めた基準に適合していました。

1 市の環境調査測定結果

調査地点

- (1) 大気 2地点
- (2) 河川水 2地点
- (3) 地下水 1地点
- (4) 河川底質 1地点
- (5) 土壌 3地点

(1) 大気

大気環境測定局の2地点で、調査測定を各3回実施しました。

測定結果は、いずれの地点も環境基準(年間平均値 0.6pg-TEQ/m³以下)に適合しました。

表1 大気の測定結果

調査地点	測定結果(単位: pg-TEQ/m ³)			
	5月	9月	1月	年間平均値
北門測定局(錦町21丁目)	0.0084	0.016	0.062	0.029
東光測定局(東光8条3丁目)	0.0086	0.014	0.026	0.016

(2) 河川水

市内河川の2地点で、7月に調査測定を実施しました。

測定結果は、いずれの地点も環境基準（年間平均値 1pg-TEQ/ℓ 以下）に適合しました。

表2 河川水の測定結果

調査地点	測定結果（単位：pg-TEQ/ℓ）
石狩川(伊納大橋)	0.13
忠別川(忠別橋)	0.068

(3) 地下水

地下水1地点で、7月に調査測定を実施しました。

測定結果は、環境基準（年間平均値 1pg-TEQ/ℓ 以下）に適合しました。

表3 地下水の測定結果

調査地点	測定結果（単位：pg-TEQ/ℓ）
旭川市近文清掃工場（近文町13丁目）	0.043

(4) 河川底質

河川底質1地点で、7月に調査測定を実施しました。

測定結果は、環境基準（150pg-TEQ/g 以下）に適合しました。

表4 河川底質の測定結果

調査地点	測定結果（単位：pg-TEQ/g）
石狩川(伊納大橋)	0.10

(5) 土壌

市内全域を34の地域に区分し、そのうち3地点を選定して、9月に調査測定を実施しました。

測定結果は、いずれの地点も環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）に適合しました。

表5 土壌の測定結果

調査地点	測定結果 (単位: pg-TEQ/g)
神楽さつき公園 (神楽6条5丁目)	0.14
金星公園 (東3条6丁目)	0.16
六区公園 (春光1条8丁目)	0.18

2 特定事業場に対する立入調査

(1) 大気基準適用事業場

測定結果は表6のとおりです。以下の事業場は法で定める排出基準に適合していました。

表6 大気基準適用事業場の立入調査結果

事業場名	特定施設の種類の種類	調査日	測定結果 (単位: ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (単位: ng-TEQ/m ³ N)
旭川市下水処理センター2号焼却炉	令別表第1第5号 廃棄物焼却炉	7月26日	0.00055	1以下

(2) 水質基準適用事業場

測定結果は表7のとおりです。以下の事業場は法で定める排出基準に適合していました。

表7 水質基準適用事業場の立入調査結果

事業場名	特定施設の種類の種類	調査日	測定結果 (単位: pg-TEQ/l)	排出基準 (単位: pg-TEQ/l)
日本製紙株式会社 北海道工場旭川事業所	令別表第2第1号 クラフトパルプ製造の用に 供する漂白施設	11月22日	0.0017	10以下

3 特定施設設置者による自主測定結果

法で定める特定施設の設置者は、排出ガス(廃棄物焼却炉については、ばいじん及び燃え殻等も含む)や排出水について、毎年1回以上のダイオキシン類の測定とその結果の報告が義務付けられています。

(1) 大気基準適用施設(排出ガス)

令和元年度は、大気基準が適用される10施設全てから、排出ガス中のダイオキシン類に係る自主測定の報告がありました。

いずれも法で定める排出基準に適合していました。

表8 自主測定の報告件数

単位：箇所

	報告施設	休止施設	測定期限未到来施設	測定未実施施設	計
廃棄物焼却炉	10	0	0	0	10

注1. 休止施設とは年度を通じて休止していた施設です。

注2. 測定期限未到来施設とは当該施設の測定期限が令和2年度中にあるため、令和元年度においては測定を実施しなかった施設です。

表9 自主測定の結果

単位：箇所

施設区分	種別	報告施設	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
廃棄物焼却炉		10	0~9.7		
	焼却能力 4t/h以上	新設	—	—	0.1以下
		既設	2	0.0000060~0.00018	1以下
	2t/h以上 4t/h未満	新設	1	0	1以下
		既設	1	0	5以下
	2t/h未満	新設	4	0.0099~0.58	5以下
既設		2	0.076~9.7	10以下	

(2) 水質基準適用施設(排出水)

令和元年度は、水質基準が適用される2施設全てから、排水中のダイオキシン類に係る自主測定の結果報告がありました。

いずれも法で定める排出基準を満たしていました。

表 10 排出水測定結果

単位：箇所

特定施設名	対象施設	報告施設	未報告施設	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
クラフトパルプ漂白施設	1	1	0	0.0058	10 以下
下水道終末処理施設	1	1	0	0.00064	10 以下

(3) ばいじん、焼却灰その他の燃え殻(ばいじん等)

廃棄物焼却炉におけるばいじん等に係る自主測定については、10 施設全てから報告がありました。いずれも処理基準に適合していました。

なお、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等に含まれるダイオキシン類については、排出基準は設定されていませんが、埋立処分等を行う場合には、ダイオキシン類の濃度を 3ng-TEQ/g 以下となるように処理しなければなりません。

表 11 ばいじん等の測定結果

単位：箇所

	対象施設	報告施設	休止施設	測定期限 未到来 施設	測定 未実施 施設	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	10	10	0	0	0	0 ~ 0.94	3 以下

〈参 考〉

1 微量物質のための単位

g (グラム)

mg (ミリグラム) = 10^{-3} g (千分の 1 グラム) μ g (マイクログラム) = 10^{-6} g (100 万分の 1 グラム)ng (ナノグラム) = 10^{-9} g (10 億分の 1 グラム)pg (ピコグラム) = 10^{-12} g (1 兆分の 1 グラム)

2 環境基準

大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましいとされる、国が定めた基準です。